

明治期岡山県南部地域における花蒔業の展開 —— 花蒔製造所を中心として ——

上廣 尚子

- 1 はじめに
- 2 花蒔製造所を中心とする労働事情
 - (1) 製造所における花蒔労働
 - (2) 民謡にみる花蒔労働
- 3 花蒔製造所における職工の出自
 - (1) 組合規約にみる職工争奪
 - (2) 村外労働者の移入
 - (3) 村内労働者の位置付け
- 4 花蒔製造所の様相
 - (1) 写真からみる製造所
 - (2) 史料からみる製造所
- 5 おわりに

1 はじめに

花蒔は蘭草を原料とする數物で、畳表とともに主要な蘭蒔製品の1つであった¹⁾。1896(明治29)年の『綾蒔麦稗眞田工業全書』には「地産の重もなる生産地は岡山、廣島、大分、福岡の四縣なるも一昨年来新に着手せし地方も少からず岡山縣の産額二十七年に於て百二十四萬八千四百七十圓之れに次くは廣島にして四十一萬七千七百圓即ち此二縣にて全輸出額の八九分を占むるなり次に大分縣は十三萬六千七百十八圓福岡縣は十三萬一千九百三十八圓にして其他は何づれも十萬圓以内なり」²⁾とあり、当時の全国蘭蒔生産における岡山県の突出ぶりが窺える。蘭蒔生産は、ほぼ岡山県南部全域において行なわれていたが、都窪郡とその周辺地域への集中が著しかった。

これらの地域、つまり岡山県南部地域は主要蘭蒔業地域としてどのように発展を遂げていったのであろうか。筆者は、明治期蘭蒔業の中心的存在であった花蒔業を取りあげ「蘭蒔業従事者の

1) 花蒔と呼ばれる製品は多様を極め、綾蒔もそのうちの1つである。本稿では花蒔を一括して呼ぶ。

2) 大阪地方職業紹介事務局編『岡山縣に於ける蘭工業と麦稗眞田』(1925年) 103頁。

性格」と「蘭菱業の地域へのインパクト」の2つの側面から、上記の課題に対する検討を試みる。

畳表の販路が国内市場に限られていたのに対し、花菱は明治20年代後半から明治30年代前半にかけて、アメリカ向け輸出商品として急激に発展した。特に、1893（明治26）年から1905（明治38）年には、日本の重要輸出品目中10位以内を維持して外貨獲得産業の1つとして重要な役割を果たした³⁾。

岡山県における花菱生産の特徴は、製造所の規模が他県と比べて大きかったことであり、こうした製造所もまた県南部に集中していた⁴⁾。蘭菱業は岡山県の産業上大きな地位にあり、岡山県に設立された工場数で見た場合でも、花菱業の割合の高かったことが指摘できる⁵⁾。例えば、1897（明治30）年に設立された工場のうち、製造業種別に見た場合、花菱業に関する工場が、59%と最多であった⁶⁾。また、1904（明治37）年の工産品生産額合計に占める蘭菱業の割合は、紡績綿糸の30.6%に次いで14.0%と地域経済に対する重要性が窺える⁷⁾。

花菱製造所のなかで最大規模の綾菱社が設立された都窪郡茶屋町周辺は、「八九年前までは僅かに四五十戸の人家を有する小村なりしに今や六百餘戸の町街を形造し工業此に充滿し繁盛なること今神戸を以て稱せらるるに至る是又驚くへき増進たり（後略）」といった状況であり⁸⁾、多くの会社や大規模な製造所の設立によって「備中茶屋町今神戸」といわれるほどの活況を呈していた。また、都窪郡の庄村では、1906（明治39）年における総戸数のうち、8割近くが何らかのかたちで蘭菱業に携わっていたことが確認できるなど⁹⁾、多くの人々に就業の機会を与えた産業としても、岡山県南部地域において重要な役割を果たした。

しかしながら、その重要性に比して、花菱という地域に根ざした商品が輸出製品として確立していく過程の労働状況についてはいまだ充分解明されているとはいえない。

筆者はこれまで、岡山県南部の都窪郡早島村・庄村を中心に、明治期における花菱業従事者について検討を行ってきた¹⁰⁾。その対象は花菱会社・製造所の役員や代表者若しくは流通商人として

3) 清川雪彦・牧野文夫「花菱産業における技術改良の意義——明治期農村工業品の輸出促進要因の検討——」（一橋大学経済学研究所編『経済研究』Vol. 49、No. 3、Jul. 1998）208頁。

4) 神立春樹『近代蘭菱業の展開』（御茶の水書房、2000年）第4章。

5) 神立春樹『産業革命期における地域編成』（御茶の水書房、1987年）33～38頁。

6) 太田健一『日本地主制成立過程の研究』（福武書店、1981年）393頁。

7) 農商務省編「各府県輸出重要品調査報告」（復刻版『明治期各府県産業実態調査報告』原書房、1994年）を使用。価額ベースで見た場合。

8) 『鳥取県中央勸業會 會報 第五號』（鳥取県中央勸業會事務所、1897年）37頁。

9) 倉敷市役所史料「庄村統計書綴」を使用。その多くは副業として行なわれていた。蘭菱業のなかにしめる製品の中心は明治期から大正期にかけて、花菱から畳表へと移行していった。

10) 拙稿「戦前期岡山県に於ける蘭菱業の展開——庄村と早島村の場合——」（『岡山大学大学院文化科学研究科紀要』第9号、2000年）。および拙稿「岡山県南部蘭業地域における蘭菱業者の資金調達——中地主銀行家寺山家の『貸付金応接帳』を中心として——」（『岡山大学大学院文化科学研究科紀要』第10号、2000年）。

花蒔業に携わった人たちに限られていた。実際に「ござ織り」を行ない、産業の根底として地域経済の発展を担った職工とはこういった人たちであろうか。

畳表と蓆の製造が、概ね農家の家内生産によって行なわれていた一方、花蒔は、「岡山県統計書」で「工場」とされるような製造所を中心として生産が行なわれていた時期があった。特に、明治20年代から明治30年代にかけては、表1に示したように、多くの製造所（職工10人以上を有する）が設立された。つまり、同時期は、こうした製造所と、問屋を介する農家の副業形態での生産が同時に展開していたのである¹¹⁾。

花蒔製造者に関する先行研究には、神立春樹『近代蘭蒔業の展開』等があり、佐藤悦太郎氏の回顧録による検討が行なわれている¹²⁾。個人の記録を紹介することにより、大正期の副業的な生産の様子と農村生活が明らかにされている。また『職工事情』からも、花蒔製造業における労働事

表1 岡山県における花蒔製造業の生産状況

	全製造所による製造状況：A			職工10人以上有する製造所による製造状況：B			B/A (%)	
	製造戸数 (戸)	職工 (人)	1戸あたり 職工数	製造所数	職工 (人)	1製造所あ たり職工数	製造所数	職工
1894 (明治27)				101	4,284	42.4		
95 (明治28)	675			312	9,368	30.0	46.2	
96 (明治29)	430			214	5,894	27.5	49.8	
97 (明治30)	299	5,657	18.9	179	5,083	28.4	59.9	89.9
98 (明治31)	446	4,618	10.4	140	3,496	25.0	31.4	75.7
99 (明治32)	473	6,190	13.1	99	2,216	22.4	20.9	35.8
1900 (明治33)	553	7,187	13.0	97	2,350	24.2	17.5	32.7
01 (明治34)	1,064	16,300	15.3	104	2,243	21.6	9.8	13.8
02 (明治35)	1,548	19,300	12.5	96	1,720	17.9	6.2	8.9
03 (明治36)	1,478	16,755	11.3	59	1,266	21.5	4.0	7.6
04 (明治37)	1,113	18,113	16.3	52	1,125	21.6	4.7	6.2
05 (明治38)	907	16,698	18.4	45	1,018	22.6	5.0	6.1
06 (明治39)	872	16,583	19.0	47	1,038	22.1	5.4	6.3
07 (明治40)	945	18,648	19.7	38	886	23.3	4.0	4.8
08 (明治41)	1,067	21,657	20.3	31	644	20.8	2.9	3.0
09 (明治42)	1,028	24,156	23.5	44	853	19.4	4.3	3.5
10 (明治43)	969	26,586	27.4	26	535	20.6	2.7	2.0
11 (明治44)	930	26,059	28.0	33	690	20.9	3.5	2.6

資料) 各年の「岡山県統計書」。ただし、明治27年は「岡山県勸業年報」、明治28年から31年までは「岡山県農商工年報」を使用。

注) Bは、職工数10人以上のみを把握しているのに対し、Aは職工数10人以下も含めたすべての花蒔製造業者を把握している。

- 11) 神立春樹「明治期輸出花蒔業の展開過程」(岡山大学産業経営研究会『研究報告書』第6集、1973年)。
 12) 前掲4) 神立春樹『近代蘭蒔業の展開』。および早島町史編集委員会編『早島の歴史4 蘭業史編』(2000年) 220～238頁、神立春樹「大正初期の岡山県南部農村における農業・蘭業——佐藤悦太郎『ある百姓の日記』の紹介——」(『岡山大学経済学会雑誌』第30巻第4号、1999年)。

情を知ることができる。ただし、製造所の様相についてはあまり触れられていない¹³⁾。その理由は、表1に見られるように、『職工事情』が書かれた1902（明治35）年には、すでに、職工10人以上を有する製造所の割合が小さくなっていったためと思われる。これまでの花菱業における労働状況についての認識は、「主として農家の副業として老幼婦女の手内職」¹⁴⁾、すなわち農家の副業、余業といった程度の位置付けに留まっていたと言えよう。それでは実際に、職工数10人以下の製造所では、農家の副業形態での生産のみが行われていたのであろうか。

今回取りあげるいくつかの史料によって、専門的に花菱生産に従事していた人々の存在を明らかにすることができた。さらに、これまで充分に把握されてこなかった製造所の実態についても確認していく。

2 花菱製造所を中心とする労働事情

『職工事情』は花菱製造所の実態について、多数が「製品の市況の如何により俄に普通の民屋を借用し、もしくは自己の居宅の一隅に器械を据え付け、近隣より職工を招集して工場を開き、一朝市価の不況に遭遇するときはたちまち職工を解放し閉場するものあり」¹⁵⁾というように「工場と称せんよりも、むしろ通俗のいわゆる職場というの穏当なる」¹⁶⁾ものであったとしている。果たして花菱製造所は、実際そのような様相を呈していたのであろうか。大小問わず、花菱製造所の実態については現在のところほとんど解明されていない。以下では、製造所に着目し労働状況について検討を試みる。さらに、花菱の生産が急激に拡大していくのに対応して、農閑期の余業としてではなく、専門的に花菱生産が行なわれていく製造所の存在について確認したい。

(1) 製造所における花菱労働

① 「工場」として扱われた製造所

まず、「岡山県統計書」に「工場」として記載されている、職工10人以上を有する製造所についていくつかの史料から見ていく。

時期は少しずれるが、表2として、都窪郡庄村¹⁷⁾に1906（明治39）年以降存在していた花菱製造所を示した。花菱製造所の場合、「岡山県統計書」では「工場名」、「製造品種」、「工場所在地」、「創業年月」、「職工数」、「持主氏名」といった項目しか記載されていないが、史料からは、個別

13) 犬丸義一校訂『職工事情』中巻（岩波書店、1998年〔農商務省商工局『職工事情』、1903年の復刻版〕）、312～369頁。

14) 前掲13) 犬丸義一校訂『職工事情』中巻 325頁。

15) 前掲13) 犬丸義一校訂『職工事情』中巻 319頁。

16) 前掲13) 犬丸義一校訂『職工事情』中巻 321頁。

17) 1900（明治33）年に都宇郡と窪屋郡が合併して都窪郡となった。本稿では都窪郡に統一して用いる。庄村は、現在は倉敷市内。1971（昭和46）年に合併された。

表2 庄村の花菰製造所

	製造所番号	創業年	1年間就業日数	1日就業時間	職工及徒弟人員						職工1人1日の賃金				
					14歳以上			14歳未満			計	14歳以上		14歳未満	
					男	女	計	男	女	計		男	女	男	女
1906年	1	1894年	320日	12時間	13	13				13		21銭		16銭	
	2	1894年	320日	11時間	1	13	14			14	22銭	19銭			
	3	1899年	310日	11時間		12				12		18銭			
	4	1903年	315日	12時間		9	9	2	2	11		19銭			
	5	1900年	310日	11時間	2	11	13				21銭	17銭			
	6	1904年	304日	10時間	16	1	17				40銭	25銭			
1907年	1	1894年	310日	11時間		14	14					30銭			
	2	1894年	320日	11時間	1	12	13				30銭	28銭			
	5	1900年	310日	11時間	2	10	12				30銭	30銭			
	6	1904年	310日	11時間	15	2	17				45銭	30銭			
1908年	1	1894年	310日	11時間		11	11					30銭			
1910年	7	1910年	300日	14時間	1	6	7	1	3	4	11	30銭	30銭	25銭	25銭

資料) 倉敷市役所史料「庄村統計書綴」。

注) 原史料では、1907年の製造所番号2の創業年は1904年、1908年の製造所番号1の創業年は1904年となっているが、ここでは1906年の創業年に統一した。

の製造所に対する詳細な実態を把握することができる。

庄村の花菰製造所における年間労働日数は313.2日、1日の就業時間は11.2時間¹⁸⁾となっている。この就業時間は、おそらく織機の稼働時間と考えられる¹⁹⁾。例えば、浅口郡玉島村²⁰⁾に1893(明治26)年に設立された和菰館では、用いられていた織機には号数が付けられており、「旧六月十一日勤メ 七号 ■岩松 刺子ツミノ」²¹⁾というように、それぞれの織機で男女2名の担当者が決まっていた。具体的には、「三号 清次郎 三月十二日 浅キ七百目 地八百目 十四日 浅キ八百目 地三百五十 (以下省略)」²²⁾のような形態で生産が行なわれていた。各織子に対して染菰²³⁾を渡し1日ごとに織った量を記載しており、月日、生産量、各担当者について把握がなされていた²⁴⁾。また、都窪郡早島村²⁵⁾に1893(明治26)年に設立された丸一合資会社の関係史料である「職工人勤

18) 「職工1人1日の賃金」の変化は著しく、菰菰業の中心であった14歳以上の女工の賃金は、横並びに1年ごとに上昇傾向を示している。女工の需要が大きかったのであろうか。

19) 同年の紡績綿糸工場における平均的な年間労働日数が334.1日、1日の就業時間が23.0時間であることを考えると庄村の場合も労働時間ではなく、織機の稼働時間であると推測できる。

20) 玉島村は現在の倉敷市玉島。1889(明治22)年に玉島村、上成村が合併して玉島村となり、1897(明治30)年に阿賀崎村を加えて町制をしいて玉島町となる。さらに、1902(明治35)年に乙島村と柏崎村を吸収し、1952(昭和27)年には玉島市となり、昭和42年に倉敷市に合併された。

21) 以下■は伏字をあらわす。

22) 中原家文書「明治廿六年 製菰当坐帳」および「明治廿七年 製菰計算帳 午正月ヨリ」。

23) 「明治廿六年 製菰当坐帳」には菰染入座があり、例えば、五月廿六日に壺釜凡六百円宛で、赤釜の染付を行っている。

24) 中原家文書「明治廿六年 製菰当坐帳」および「明治廿七年 製菰計算帳 午正月ヨリ」。

25) 1889(明治22)年に早島村、1896(明治29)年以降は早島町となる。本稿では、早島村に統一して用いる。

怠表」には8月と9月の出勤簿らしきものがあり、「一日ヨリ八日マテ八人 九日二人来リテ一人八分 十日ヨリ廿四日マテ十五人 廿八日半人 廿七日ヨリ三十一日マテ三人 メ廿八人歩」という記述がみられる。ここからは、1893（明治26）年8月に織機1台に付、職工が28人分すなわち28日間の労働を行なったことがわかる²⁶⁾。このような織機の使用状況から、庄村の花菱製造所における就業時間についても織機の稼働時間を意味していた可能性が高い。

「花菱ハ他ノ織物ニ比シテ生産力甚ダ小ナリ、コレ緯糸ガ闊ナル結果トシテ來ルモノナル」、「即並機械一本（巾一碼、長四十碼）を織ルニ熟練ナル職工ニアリテ凡五六日ヲ要シ、出シ機ニアリテハ一ヶ月三本ヲ平均トスト云ヘリ。而シテ其織賃ハ一圓五六十銭（四十年）ナルヲ以テ職工ノ賃錢ハ誠ニ小額ナリト云フベシ。」²⁷⁾というように、花菱業は生産性が低いとされていた。1日あたりに換算すると、職工の織賃は25銭から30銭もしくは27銭から32銭の間となる²⁸⁾。1906（明治39）年の庄村の花菱製造における職工の平均日当は21.8銭とあまり高くない²⁹⁾。

また職工は、花菱を織る以外の作業も請け負っていたのであり、その際には別料金を受け取っていた³⁰⁾。職工の賃金や労働内容についての検討は今後の課題である³¹⁾。

表2に示す製造所番号「7」は、都窪郡で初めて原動機を使用した製造所であり、製造所の名

26) 都窪郡早島町役場寺山家文書「寿 盆後取引」。表はカレンダー形式になっており、この「職工人勤怠表」の後に「千枚」と書かれてあることと、空白であるが「第 号」の項目が確認できることから、織機ごとの担当者に対する「勤怠表」であると思われる。

27) 東京高等商業学校平井眞次郎『日本花菱業調査報告書』（東京高等商業学校、1908年）77頁。

28) 岡山県内務部『花菱彙纂』（1897年）60～61頁。明治29年の職工賃は、綾菱中等品1巻に付2.80円となっている。生産費の合計は8.71円、その販売価格は9.50円である。また、蔦川喜平他『綾菱麥稈眞田工業全書』（1896年）118頁では、明治28年の綾菱1本分の織賃が2.20円～3.50円となっており、その間0.10円～0.05円まで等差を設けている。

29) 「岡山県統計書」の「賃錢」では、岡山市の花菱女工の日当平均が27.0銭となっており（男工については記載なし）、庄村の女工の日当19.8銭はかなり低い。ちなみに、同年の綿糸紡績における男工の賃錢33.6銭、女工の賃錢23.1銭であった（ここでは14歳以上、以下の区別はない）。また、同年の農作日雇いの日当平均（男女共）は32.5銭であり、それと比較してもかなり低い。

30) 中原家文書「明治廿六年 製菱当坐帳」および「明治廿七年 製菱計算帳 午正月ヨリ」に記載されている作業をさらに細かく見ると「ヲトシ」、「モトユキ」、「小束直シ」、「サヲキリ」、「サラシ」、「糸かけ 枠取」、「糸かけ カケル手数」、「荒毛トリ」、「本しらへ 毛トリ 耳ハサミニテシキヘ ツヤダシ 毛バキ」といった項目がある。こうした作業に対する支払は組合である程度決められていたようである（史料は「明治廿六年 製菱当坐帳」）。

都窪郡妹尾村 三月三十日申来リ 花菱業組合頭取 和田豊太殿

ヲトシ 1束 8厘/モトユキ 1束 5厘（8厘改）/小束直シ 1斤 1銭1厘

サヲキリ 2厘/サラシ 4銭5厘

糸かけ 枠取 1銭5厘/カケル手数 1銭8厘/荒毛トリ 6銭

本しらへ 毛トリ 耳ハサミニテシキヘ ツヤダシ 毛バキ 凡6銭

31) 今のところこれについては、河上哲太『岡山・広島地方研究旅行報告書 花菱業』（手書き、1905年）が詳しい。

前には「特許」という言葉が付けられていた³²⁾。ただし、この製造所は「岡山県統計書」において1910(明治43)年以外、存在を確認することが出来ない。製造所番号「7」の労働状況は、1年間就業日数300日、1日就業時間14時間、14歳以上の職工が男1人女6人、14歳未満の職工が男1人女3人となっている。原動機の使用と関連してか、以前と比較し就業日数は10~20日短縮したが、その代わりとして就業時間が2~3時間延長し、14歳未満の職工も雇われていた³³⁾。使用していた原動機は、2.5馬力の石油発動機が1機であった。また、おそらく藺草を染める際に用いられたであろう石炭の消費高は「一時間ニ付六合」となっている。

この製造所番号「7」が生産していた花菱は1,200本、価額にして6,000円である。年間生産量は1人あたり109本、価額にして545円45銭5厘になる。一方、同年に庄村で花菱生産に従事していたのは446戸の609人であった³⁴⁾。庄村において生産された花菱は7,620本、価額にすると41,910円で、そこから製造所番号「7」の生産量を差し引いた花菱は6,420本、価額にして35,910円となる。製造所番号「7」以外を家内工業形態とすれば、それによる生産量は1戸あたり14.4本、価額にして80円51銭6厘になる。1人当りに換算すると、10.7本、価額にして60円5銭である。製造所での1人当り生産数量は、家内工業形態における生産数量のおよそ10倍である。生産数量から鑑みると、こうした花菱製造所においては、職工が専門的労働者として働いていたと考えられる³⁵⁾。

平井眞次郎『日本花菱業調査報告書』³⁶⁾によれば、1906(明治39)年の岡山県における花菱製造戸数は894戸で、うち専門戸数が872戸、兼業戸数が22戸となっている。専門戸数の872戸は先にみた表1の製造戸数と一致する。このように、専門的に花菱生産を行っていたのは「岡山県統計書」に「工場」として記載されているもののみではなかった。

② 職工数10人以下の製造所

以下で取りあげる2つのケースは、いずれも職工数10人以下の花菱製造所の事例であり、「岡山県統計書」には「工場」として記載されていない製造所である。ここでは『藺草と早島の女』を資料として用いた。これは、都窪郡早島町のグループ「雑草」が、1981年から1982年にかけて、同町の女たちに聞き取りを行った活動の記録としてまとめた1冊の本である³⁷⁾。1番目(多美さん)

32) 庄村の花菱製造所で用いられていた織機の種類については不明である。

33) ただし、1906(明治39)年にも1工場で2人の雇用が認められた。

34) うち、花菱製造のみを行っていたのは316戸の448人で、残り130戸の161人は畳表と蓆および花菱の製造に従事していたものである(以上、倉敷市役所史料「庄村統計書綴」を使用)。

35) 製造所番号「7」の年間生産数量から計算した1人あたりの年間生産数量109本は、1本あたりにかかる労働日数を5日とした場合、500日を要する。同製造所の場合、1日就業時間=織機の稼働時間が14時間と長いことから、1人が年間109本を生産したとも考えられるが、他の製造所若しくは、出機による家内工業で生産されたものが含まれている可能性もある。

36) 前掲27) 東京高等商業学校平井眞次郎『日本花菱業調査報告書』63~64頁。

37) 雑草編『藺草と早島の女』(早島町中央公民館、1985年)。同書には3人のケースが紹介されている。話は明治から大正、昭和にまで及んでいるが、本稿では明治期のみを取上げる。

のケースからは、四国からの職工を雇い入れていたある製造所の所有者の様相が窺える。また、2番目（石さん）のケースは四国から働きに来た花菱製造所の職工の話である。2つのケースからは、「岡山県統計書」で「工場」として記載されていない製造所の実態を垣間見ることができる。

寺山多美さんは、1888（明治21）年2月に、都窪郡茶屋町早沖³⁸⁾にある「福田屋」（屋号）の長女として生まれた。寺山家は1町7反あまりの土地を所有する自作農であった。家族は、父・母・3人の息子と長女（多美さん）で、父と兄が農作業の合間に魚の行商を行っていた。1896（明治29）年多美さんが8歳の時、「福田屋」では長屋へ二人織りの織機「横機」2台を置き、四国の讃岐から男女4人の織り子を雇い入れ花菱の製造を始めた。製造していた花菱は一問物で、帆かけ船に波の模様が浮き出たものに「福田屋」の屋号が入っていたという。花菱の製造は3～4年続いたというから、1900（明治33）年ごろまで行っていたのであろう。多美さんの家族が花菱製造作業そのものを行なうことはなかった³⁹⁾。

「福田屋」の「すぐ隣に大きな花菱工場があり、15～20台の織機が毎日ガチャガチャとにぎやかに動き、それに合わせて唄う織子の歌声がよく聞こえていた」⁴⁰⁾ そうである。この大きな製造所は綾菱社のことであった。明治20年代後半から明治30年代の状況である。

横関石さんは、1892（明治25）年高知県に生まれた。17歳（明治42年）のとき二人織り織機である横機の差し子として浅口郡玉島村にあった「石原ゴザ舎」へ働きに来た。女性はもちろん、幼少の子供までが差し子として働いていた時代である⁴¹⁾。「石原ゴザ舎」で製造していたのは綾菱であった⁴²⁾。「石原ゴザ舎」では7年間花菱産の差し子として働いた。そこで香川県から早島村の「佐藤ゴザ舎」へ働きに来ていた夫と出会い、結婚し早島村へ移った。夫の実家は明治中期頃から花菱製造所を経営していたが、不況で経営不振となり閉鎖した。そんな時、以前からの知人で

38) 現倉敷市茶屋町。1972（昭和47）年倉敷市に合併された。

39) 13歳頃の記憶（明治34年頃）を多美さんはこう話す。「私の家は魚屋もしょうりしました。田んぼも1町7反しようにて兄嫁さんが興除から来ましたろう。百姓娘じゃから兄嫁が1人で1町7反からしようにた。せえじゃから私を13歳の時から手伝わしたん。朝起きたら1番に牛の食べるワラを切りますんじゃ、牛が1日中食べれる様に。苗代の田に水を入れる。田の草は取る。水はかく。昔は水を足踏みの水車で入れとった。（中略）私の母親が、年はよとりましたけど炊事の方はする。兄嫁さんが忙しいときや御馳走の食事は手伝うけど、ふだんは母がうけおってしようにりました。母は私が17歳の時に死にました。（後略）」以上前掲37) 雑草編『蘭草と早島の女』11～12頁より抜粋。結婚後多美さんの生活を支えたのが、蘭草作りと織機（畳表）の仕事であった。

40) 前掲37) 雑草編『蘭草と早島の女』9頁。

41) 前掲37) 雑草編『蘭草と早島の女』28頁及び、前掲31) 河上啓太『岡山・広島地方研究旅行報告書 花菱業』。

42) 前掲37) 雑草編『蘭草と早島の女』33頁のなかで、石さんは、「色Ⅱいうて染めたゆと染めんゆがずっとこう、縞になるやつじゃった。せえから色Ⅲいうたら2色か3色使うて、紋板を返して菱や花の柄を織るんじゃ。これはややこしいけど、私じゃあ子供の時分からしめとるから、そんなんが上手でよう織りようたんです。それに賃もよかったし」と語っている。

あった「早島の蘭草関係の外交員」からは是非早島村へ来るようにと薦められたという。結婚後は、子供が生まれるまでは2人ともゴザ舎へ働きに行っていたが、長男が生まれた後は、夫は「佐藤ゴザ舎」へ通い、石さんは家に織機を置き、子育てをしつつ畳表を織った。

石さんの夫が働いていたという早島村の「佐藤ゴザ舎」は、「岡山県統計書」で確認することは出来ない。横関夫妻が働いていたゴザ舎とは、「福田屋」のような職工数10人以下の製造所であったと思われる⁴³⁾。

(2) 民謡にみる花蒔労働

「職工就業ノ概況ハ獨機ノモノ少ナキヲ以テ一臺二人ヲ要シ大抵内一人ハ女子ヲ用フルモノ多シ」と⁴⁴⁾、一般に用いられていた横機の場合、男工が引き搾り器と箆打ちを行なう「織り子」を務め、女工が蘭草の挿入と耳組みを行なう「差し子」を務めていた⁴⁵⁾。花蒔織機は明治末に縦機に改良されたと言われているが、大正期に入っても二人織りの横機が使用されていたところがあった⁴⁶⁾。二人織りの花蒔は、織り手と差し子の呼吸が合わなければ上手に織ることができず、調子をとるためにゴザ織唄が歌われた⁴⁷⁾。ゴザ織唄は、あらゆる作業の場で歌われ、仕事の辛さや単調さを紛らわしたという⁴⁸⁾。花蒔製造における作業の中心は花蒔を織ることであったが、その他にも職工には、「糸かけ」や「毛とり」、「倉出」といった製品を完成させるまでの、もしくは完成後の様々な作業があった。

岡山県各地で歌われていたゴザ織唄を一部紹介しよう。

- ・ 蒔草を織る奴は乞食より劣る/乞食や夜も寝る楽もする/ヤレコリヤねえやんどッコイシャンとせ/神戸行くとてうち連れ出して/ここが神戸か山の中/身にはぼろ着て働いておれど/ここに

43) ただし、石さんが働いていた石原ゴザ舎は、石原茂平が所有する「石原花蒔工場」のこととも推測できる。「岡山県統計書」によれば、明治42年のみ職工数22人で記載が確認できる。「石原花蒔工場」は、明治32年に設立された。石さんが働いていたのが「石原花蒔工場」であれば、大正4年までは花蒔生産が行われていたと思われる。

44) 岡山県内務部編『花蒔彙纂』(1897年) 59頁。

45) 前掲3) 清川雪彦・牧野文夫「花蒔産業における技術改良の意義——明治期農村工業品の輸出促進要因の検討——」212頁。

46) 黒瀬英樹「岡山県の花蒔・畳表織機の変遷」(高梁川流域連盟『高梁川』第46号、1988年)によれば、足で箆と差竹を動かして手で蘭草を挿入する足踏み式織機は、明治後期に考案され、第二次世界大戦後の一時期まで長期にわたり使用されたとある。また、前掲雑草編『蘭草と早島の女』6頁でも、多美さんが「日露戦争が37、38年じゃから戦争中位じゃろうか、織機が縦機になったんじゃ」と話しているように、大規模製造所においては、縦機が用いられていたと思われる。

47) 前掲37) 雑草編『蘭草と早島の女』28～30頁。中原家文書「日誌 明治廿七年十一月ヨリ」には、全て「二人織」と記載されている。

48) 前掲37) 雑草編『蘭草と早島の女』30頁。

しきの真座をおる⁴⁹⁾

・わたしゃ備前の姉さん岡山育ち/岡山育ち米のなる木をまだ知らぬ/ハードッコイドコション/オサエリャキュキュ/米の成る木を姉さん知らなきや/数よ知らなきや教よ/六畳だたみの裏を見よ/ハードッコイドコション/オサエリャキュキュ/しゃんとしなされ姉さんこじゃんと/しゃんとこじゃんとかけたたすきの切れる程/ハードッコイドコション/オサエリャキュキュ/備前岡山姉さん夜更けて通リャ/夜更けて通リャごばん双六さいの音/ハードッコイドコション/オサエリャキュキュ⁵⁰⁾

・ほれてくれるな当社の娘/ござ織りなんぞに目はかけな/ドッコイドッコイショ/ござは織りても見下げてくれな/ござは貿易国のため/ドッコイドッコイショ/こんど来るときもてきておくれ/天城さしだけたまごぐり⁵¹⁾/ドッコイドッコイショ⁵²⁾

岡山県南部地域では、このような唄が各地で歌われていた。それぞれのフレーズからは、明治期における花菱職工の生活の有様も垣間見ることができる。例えば、「当社の娘」の「当社」とは、都窪郡茶屋町の綾菱社のことであろう。また、「神戸行くとてうち連れ出してここが神戸か山の中」というフレーズは、神戸へ行こうと誘われて出てきたものの、実は農村地域の「今神戸」茶屋町だった、という皮肉が込められている。

茶屋町の中心部に存在する汐入川近辺には、綾菱社をはじめとする花菱製造所や正織社などの紡績・織物工場があいついで設立された。多美さんは、尋常小学校の女友達を琴や花の習いごとに通う裕福な家庭の子弟が多かったと話していた。しかし、汐入川は当時、貧困を象徴するものでもあった⁵³⁾。

3 花菱製造所における職工の出自

(1) 組合規約に見る職工争奪

すでに1885（明治18）年には同業組合準則にもとづいたかたちで花菱業の「組合」が組織され

49) 倉敷市教育委員会編『倉敷地方の民謡と童べ唄』（1976年）。

50) 岡山県教育委員会編『岡山県の民謡』（1988年）。浅口郡船穂町の唄。

51) 前掲37) 雑草編『蘭草と早島の女』29頁によると「差竹には、先を少しだけ削ったきりはずと、玉子型に削った玉子ぐりがあり、その差竹が倉敷の天城で作られていた。」とある。

52) 野上義臣『おかやまの民謡』（山陽新聞社、1979年）。都窪郡茶屋町の唄。

53) 前掲37) 雑草編『蘭草と早島の女』8～10頁。

ていた⁵⁴⁾。「岡山県統計書」によれば、「岡山県花菱同業組合」の設立は1898 (明治31) 年 8 月となっている。この同業組合の目的は、①「意匠の考案、染色の配合等相当の技術者を聘用して製品の改良を謀ること」、②「組合の規約を厳に之を实地に励行し、粗製濫造、競争濫売の弊を矯め、職工争奪の風を改め、売買の契約を鞏固にすることを励行すること」が主なものであった⁵⁵⁾。以下では、②の「職工争奪の風」に着目し、いくつかの岡山県花菱業組合規約によって、職工の労働状況を確認する。

「花菱 (外國需要ノ産類ヲ総稱ス) 製造人ヲ以テ組合員」⁵⁶⁾とした「明治二十五年九月 岡山縣花菱業組合規約」によれば⁵⁷⁾、「職工賃銭其他製造上ノ取扱方ハ組合會ニ於テ設ケタル一定ノ標準ニ據ルモノトス」、「職工雇入ノ節ハ前雇主ノ解雇シタル証明ナキトキハ之ヲ雇入レ使役スルヲ得ズ」、「各工場ノ機數及職工人員ハ事務所へ届置キ増減アルトキハ其時々届出ツ可シ」と、職工についての取扱が厳しく定められていた。このうち後者については、浅口郡玉島村の和菱館で、1894 (明治27) 年の段階ですでに職工人を雇い入れる際、「岡山県花菱業組合」に対して「証票御下ケ願」を提出していたことが確認できた⁵⁸⁾。

1902 (明治35) 年の岡山県花菱同業組合における「定款」⁵⁹⁾の「第 4 章 従業員及職工并附屬員取締」では、こうした取締がさらに明確に記されるようになる⁶⁰⁾。このように、職工の雇用に関する多くの取り決めがなされた背景には、職工争奪により「傭主間」で多くの問題が生じ、当時社会問題化していたことが指摘できる。

職工不足が引き起した職工の争奪について、『職工事情』は「事故」として取扱っている⁶¹⁾。例

54) 明治33年 5 月15日の「山陽新報」には、「明治十八年同業組合準則に拠り組合を組織す、明治廿七年度中該組合に於て花菱共進会開会の設備あるを以て該業奨励の爲地方費勸業費中ヨリ金百五十拾円を該組合に下付せんとす、偶々該年度に於て原料欠乏せるを以て精巧の製品を得る能はざりしにより、遂に共進会を開くに至らざりし、明治卅一年に至り重要輸出品同業組合法に依り組合の組織を変更す (以下略)」とあり、組合が成立されるまでの経過を知ることができる (倉敷市史研究会編『新修倉敷市史 11史料近代(上)』、1997年、850～851頁)。

55) 前掲54) 倉敷市史研究会編『新修倉敷市史 11史料 近代(上)』851頁を参照。

56) 中原家文書「明治二十五年九月 岡山縣花菱業組合規約」。

57) 中原家文書「検査規程及職工取締規程評議委員会ノ決議ヲ経別紙ノ通相定メ来ル明治二十二年一月一日ヨリ實施ス」の第 1 章第 8 條。

58) 中原家文書「日誌 明治廿七年十一月ヨリ」。

59) 中原家文書「花菱業組合規約関係 5 点」。

60) 例えば、第14條「製造人他人ニ原料ヲ供給シ賃銭ヲ與エテ花菱ヲ製造セント欲スルトキハ其従業者ノ住所氏名ヲ組合事務所ニ届出左ノ雛形ノ従業者証ヲ申受其門戸ニ貼付セシムベシ」や、第15條「傭主ハ職工臺帳ヲ調整シ職工ノ原籍、住所、身分、氏名、年齢及傭役期限等ヲ詳記セシムベシ」、第16條「原籍不詳ノモノ若クハ前傭主ノ解傭証又ハ組合事務所ヨリ附與シタル解傭認知証ヲ所持セザルモノヲ従業者又ハ職工ニ使用スルコトヲ得ズ」、第17條「従業者又ハ職工使傭上ニ付傭主間ニ於テ紛議ヲ生ジタル場合ハ組長ニ於テ之ガ調停ヲ爲スベシ其調停ニ對シテハ異議ヲ唱フルコトヲ得ズ」がそれである。

61) 前掲13) 犬丸義一校訂『職工事情』中巻 350頁。

例えば、「麦稈真田、花菱業の中心たる岡山県倉敷警察署管内において、明治三十四年中に職工の争奪に関する事故数を見るに、工業主より他工場に転じたる職工徒弟の引き戻しを申請したるもの四百三十件、工業主が他工場の職工徒弟を誘拐したるもの百七十二件、職工紹介人が甲工場の職工徒弟を誘導し乙工場に転ぜしめたるもの四百三十七件、同上他の業務に転ぜしめたるもの五十七件」という記述は、1年間にいかに多くの職工争奪事件が起こったかを示唆している。先にあげた玉島村の和菱館でも同様の事例を確認でき、1895（明治28）年に和菱館の所有者が、浅口郡長尾村の某製造所にいる職工2名について、和菱館への引戻しを要求する「職工人引戻シ請求書」の提出を「岡山県花菱業組合」に対して行っていた。こうした「事故」はかなり頻繁に生じていたようで、和菱館では、同年に4件の計6名について「岡山県花菱業組合」に対する「職工人引戻シ請求書」の提出を行っていた⁶²⁾。

(2) 村外労働者の移入

花菱の急激な生産拡大による職工の不足は、製造所の存在する各地域において村外労働力の移入が見られたことから窺い知ることができる。「製品の売行の好況にして職工に不足を告ぐるときは、おおむね職工を香川地方に募集するを常とせり」⁶³⁾、「職工中十ノ七八ハ香川縣ニシテ他ハ本縣其他ノモノナリ」⁶⁴⁾というように、県外出身の職工の多くが香川県からの移入者であった。2の(1)の②でみたように、寺山家でも四国から職工を雇い入れており、また横関夫妻はともに四国からの移入者であった。都窪郡庄村でも、花菱製造所に備後や四国、広島から職工が働きに来ていたことが確認できた⁶⁵⁾。以下では、いくつかの史料により、花菱生産において労働力移入のあったことを確認する。

例えば、表3からは、浅口郡玉島村の和菱館で働く職工のなかに県外からの労働者が存在したことが確認できる。ここでは「明治廿六年 製菱当坐帳」に記載されているものだけを掲載した。それにはこれまで他の花菱製造所で働いていたものも含まれている。

以下にあげる史料もまた、県外から労働力移入があった事例である。史料1から、ある花菱製造所の職工として香川県から2人の姉妹が来ていたことがわかる。この史料は「定約書」であり、1895（明治28）年8月から2年間の契約で花菱職工として働くことが約束されており、引受人の名前も記載されている。職工が定約を守らなかった場合は、引受人に対して罰金が課せられた⁶⁶⁾。

62) 中原家文書「日誌 明治廿七年十一月ヨリ」。

63) 前掲13) 犬丸義一校訂『職工事情』中巻 340頁。

64) 前掲44) 岡山県内務部編『花菱彙纂』59頁。

65) 現倉敷市栗坂の赤木浩氏によると、「明治の頃（30年代）、近所（Y製造所）で四国、備後、広島から人を頼んで作業をしてもらっていた所があった」。

66) 例えば、別の個人所蔵文書のなかではBに対して「A脱走ニ付三十円ヲ七ヶ年財ニ為ス B引受」といった記載が確認できる。この場合、BはAの引受人と推定される。

表 3 和蕨館職工人雇入れ状況

月日	名 前	年齢	その他
2月5日	水溜浅原 ■子岸松	19	
2月11日	■庄次郎	20	只今道口の社へ入ル
2月29日	下道郡□村大字市場 ■豊蔵	30	只今迄ハ物産会社職工之者
2月18日	西の谷 佐一郎娘おきみ	18	惣次郎のサシ子に頼入（3月2日まで）
2月11日	蕨社 早島松見屋助次郎		庄次郎申来リ
4月5日	又串職工■敬太郎		西原之職工人申来リ
4月5日	西阿知 ■梅吉		西原之職工人申来リ
4月5日	賀陽郡高松村字平山 ■留左衛門		西原之職工人申来リ
5月6日	福田村■寿太郎（当村■柳平之伯父）約定■格太		新聞カラ参ル約定 是迄三ヶ年程ハ四十瀬ノ社ニテ勤ル者ナリ
5月11日	西の浦 ■卯吉	18	
	山地内田 帯江村徳三郎□職工人		只今ハ松嶋社ニ勤居
	船穂 水門 友吉		刺子トシテ申出
4月24日	水江 景ヨリ ■浅平		
4月25日	□村 ■茂三郎 ■新三郎親類		
5月27日	午前10時ヨリおはる勤め		
6月22日	■清三郎倅織子連嶋西の浦■増次郎孫	15	刺子
8月21日	西の浦 ■岩松娘おなか		
11月□日	香川県讃岐国高松市大字当間町土族 ■一意		織子・刺子
11月23日	林元吉 粒江村 織子■辰三郎		

資料）中原家文書「明治廿六年 製蕨当坐帳」。

注）□は解読不能、■は伏字を示す。

史料1 定約書⁶⁷⁾

一 私義、今般花蕨職工貴館ニ於テ就業仕度ニ付願出候処、御採用被降難有奉存候、然ル上者来
ル明治廿八年八月より満二ヶ年間、定約仕御処相違無之、付テハ御館則ヲ遵守シ萬事御指揮
ニ従ヒ可申ハ勿論、期限中決テ退館不仕、且他ノ製蕨家ヨリ如何ナル甘言申来ルモ誓フテ変
心不仕、萬々一、年限中脱走其他不都合致候節者、御館則ニ依リ如何様之御處分有之モ、其
節ハ御苦情申出間（敷脱カ）、為其定約書差入置候処如件

明治廿八年

讃州宇田郡阪本村 ※

八月廿九日〔人名1〕

二女〔人名2〕（拇印） 年廿一才

三女〔人名3〕（拇印） 年十五才

引受人 備中〔郡名1〕〔村名1〕

〔人名4〕（印）

〔人名5〕殿

先にあげた1898（明治31）年の「職工取締規程」⁶⁸⁾では、傭主に職工執務・心得の設定を義務付
けていた。その取り決めは、「執務時間」、「遅出及早退」、「休日」、「工銭の設定」に始まり、「工

67) 個人所蔵文書「定約書」。この史料についての分析はすでに、内田豊士「近代農村工業の展開要因につ
いての一考察——神立春樹『近代蘭蕨業の展開』をめぐって——」（『岡山大学経済学会雑誌』第32巻
第1号、2000年）のなかで行なわれている。

68) 中原家文書「検査規程及職工取締規程評議委員会ノ決議ヲ経別紙ノ通相定メ来ル明治二十二年一月一
日ヨリ實施ス」。

場及寄宿舎の取締及清潔法」、「職工間の紛議に関する調停方法」、「器械・原料・使用品及預り品の取扱」、「製品検査の結果に依り予定の工賃を増減」する事項にまで及んだ。職工の不足は同時に職工に対して厳しい労働条件を課す事にもなったのである。この「職工取締規程」第4条では、「約定期限中逃走シタル職工アルトキハ逃走ノ日より五十日以内ニ事務所ニ届出」ることを定めている。史料1でも「脱走」という言葉が見られる。

こういった労働状況のなかで、逆に職工から解雇を求めることも可能であり、例えば、1898(明治31)年の「職工取締規程」第5条には、「傭主及職工長等ニ於テ虐待ノ場合」、「一ヶ月以上職工賃金ヲ給與セザル場合」等の項目が記されている。

(3) 村内労働者の位置付け

前項では県外からの職工を中心に見てきたが、花菱製造において圧倒的な部分を占めていたのはやはり村内の人たちであった。以下では、1896(明治29)年における浅口郡玉島村の和菱館を事例に、玉島村の戸数割によって職工の村内における地位を確認したい。まず、和菱館についての簡単な概観を述べる。

「岡山県統計書」によれば、和菱館は1898(明治31)年まで存在が確認できる。各年の職工数の推移は、1894(明治27)年が30人で、以下1年ごとに45人、60人、30人、30人とその規模も小さくはない。和菱館が花菱製造業に関係したのは、花菱が輸出向け製品として隆盛を極めていた明治20年代後半から明治30年代前半であり、和菱館を取り上げる意味もそこにある。職工の個人名は現段階では、和菱館の史料によってのみ確認することができる。

明治29年における玉島村の全戸数は1,065戸であった。「戸数割」⁶⁹⁾はそれを1～35等級の1,059戸および除却の5戸、その他1戸に分類してある。以下では、「職工人々別 明治廿九年旧三月廿七日」⁷⁰⁾を中心として、「明治廿六年 製菱当坐帳」と「明治廿七年 製菱計算帳 午正月ヨリ」を補完的に用いる。

「職工人々別 明治廿九年旧三月廿七日」には職工91名の名前が記載されており⁷¹⁾、その内訳は男が60名、女が31名で、そのうち夫婦であったことが判明しているのが吉備、上成、船穂、中新

69) 中原家文書「明治二十九年度議事録」の「地方税戸数割前期 賦課人名表」を用いる。

70) 中原家文書。

71) 明治29年の「岡山県統計書」には、和菱館の職工数は男42名、女18名で計60名となっている。中原家文書「所得高届」によれば、同年の所有織機台数は28台で、これを「二人織」とすると職工数は56名となる。したがって「岡山県統計書」の職工数は織子および刺子の人数であると思われる。中原家文書「職工人々別 明治廿九年旧三月廿七日」の91名のうち、30名あまりには、織子や刺子ではなく事務的な仕事を任されたものや(前掲31)河上哲太『岡山・広島地方研究旅行報告書 花菱業』では、「織工」の他にも「染色工」「見本師」「雑工」が存在していたことが述べられている)、季節就労者といった常雇いではないものが含まれている可能性が考えられる。また、史料から「第二工場」の存在が確認できることから、30名が第二工場の職工であったとも考えられる。

田の4組と他3組である⁷²⁾。記載されている職工名には女性が多く含まれており、また他の製造所でも未成年者を含む若年層も含まれていたことから、戸主のみを掲載する戸数割を用いて検討を行うことには限界がある。それでも、「職工人々別 明治廿九年旧三月廿七日」に和蒔館の職工として名前があげられていたもののうち8名を、また同史料には名前がないが「明治廿六年 製蒔当坐帳」と「明治廿七年 製蒔計算帳 午正月ヨリ」に、織子若しくは刺子として名前があげられていたもののうち、3名の地位を「戸数割」によって確認することが出来た⁷³⁾。

以上11名の村内地位は、22等級、30等級、31等級に各1名、32等級、33等級に2名ずつ、34等級に3名、35等級に1名となっていた。表4で見ると、和蒔館の事例では、11名の職工が村内における下層者として位置付けられた。

一方、彼らの雇用主の地位は3等級であった⁷⁴⁾。都窪郡早島村の場合、大規模な製造所の所有者もしくは問屋・仲買といった商人を含む花蒔業者の村内における地位は、上層者もしくは中層者として位置付けられる⁷⁵⁾。織機の価格については、中原家文書「明治廿六年 製蒔当坐帳」からは、四十瀬の大工近藤増次郎が1台に付4円70銭円で織機（二人織り）の製造を請負ったという記載がある。また、1903（明治36）年頃の広島県においては、織機の価格は二人織り横機で4円、紋板利用の足踏式縦機の場合が7～10円、簡易ジャガード装置のついたもので14円50銭見当であり、岡山県でも一般的に用いられていたものが、11～20円であったという⁷⁶⁾。

さらに、製造所を所有した場合、規模によってはかなりの資金を用意する必要があった。例えば、1902（明治35）年上半期の天城錦蒔株式会社（現天城錦蒔株式会社）の営業報告書には、807円80銭の建築費用と、516円77銭の織機代が計上されており、その金額はかなり高額である⁷⁷⁾。この会社は1889（明治22）年に児島郡藤戸村天城に設立された花蒔会社で、同年の職工数は36名であった⁷⁸⁾。

72) 夫婦のうち「その他」は、出身地不明のものである。また、夫婦以外の職工の出身地は記載がないが玉島村在住者と思われる。

73) これらの史料に記載されている職工のうち、ほとんどが名前だけの記載であるため、実際には戸主が3名以上いることが推測できる。

74) また、和蒔館に係する浅口郡内の花蒔製造所の所有者12名の地位は、残念ながら23等級と29等級に各1名を確認できるのみであった。

75) 前掲10) 拙稿「戦前期岡山縣に於ける蘭蒔業の展開——庄村と早島村の場合——」および、「岡山県南部蘭業地域における蘭蒔業者の資金調達——中地主銀行家寺山家の『貸付金応接帳』を中心として——」を参照。

76) 前掲3) 清川雪彦・牧野文夫「花蒔産業における技術改良の意義——明治期農村工業品の輸出促進要因の検討——」217頁。

77) 前掲54) 倉敷市史研究会編『新修倉敷市史 11史料 近代(上)』854～855頁。

78) 1903（明治35）年の「岡山県統計書」による。また、1893（明治26）年に都窪郡早島村に設立された早島名産株式会社の場合、1894（明治27）年の建築費が1,793円31銭3厘、機及附属品が570円26銭1厘となっていた（都窪郡早島町役場「早島名産株式会社関係・資料」）。「岡山県統計書」によれば、同年の職工数は90名であった。

表 4 和菱館職工の村内における地位

階層区分	等 級	総戸数	和菱館職工戸数
0— 10%	1～16	110	
10— 20%	17～21	89	
20— 30%	22～25	115	1
30— 40%	26,27	56	
40— 50%	28,29	91	
50— 60%	30	84	1
60— 70%	31	112	1
70— 80%	32	123	2
80— 90%	33,34	187	5
90—100%	35	98	1
合 計		1,065	11

資料) 中原家文書「明治二十九年度議事録」(「地方税戸数割前期 賦課人名表」)、「職
工人々別 明治廿九年旧三月廿七日」、「明治廿六年 製菱当坐帳」、「明治廿七年
製菱計算帳 午正月ヨリ」。

単位) 人。

注 1) 玉島村の総戸数1059戸を1～35等級に分けている。他に、除却が5戸とその他が
1戸あり90～100%に含めている。

注 2) 玉島村の総税額は160,241円。

注 3) 階層区分は、村の上位からの比率をあらわす。累積戸数/総戸数によって計算した。

製造所の実態については、上述のような会社形態をとるものから小規模な製造所に至るまで、
充分把握されているとはいえず、検討の余地が残されているが、以下では会社形態をとる製造所
と規模の大きい製造所について見ていく。

4 花菱製造所の様相

職工らが働いていたのはどのような場所であったのか。また、県外を含む村外からの職工は寄
宿所に入るようになったが、その環境は如何なるものであったのか。

『職工事情』には、「岡山地方における花菱、麦稈真田工場には職工を遠国より募集し、工場に
寄宿せしむるもの多し。その寄宿所はおおむね寄宿舎という名称あるのみにて、寄宿舎の体裁を
備うるものなし。むしろ工場の一隅に寄食し、もしくは工場主とともにいわゆる奉公人風に起居
するに過ぎず。」⁷⁹⁾といった、2の(1)の①でみた10人以下の製造所「福田屋」を思わせるものもあ
れば、「某工場において寄宿舎と称し、その実社宅類似の組織をなせるものあり。その家屋は工場
と棟続きになれる極めて粗造なる長屋建にて、これを三畳敷位に区画し床低く天井も高からざる

79) 前掲13) 犬丸義一校訂『職工事情』中巻 367頁、また前掲31) 河上哲太『岡山・広島地方研究旅行報
告書 花菱業』では、「傭主ノ家二住シ傭主ノ賄ニ飲食スルモノ」を「飼子」と表現している。

矮小なる陋室数個ありて相並列せり。しかしてその三疊敷のうち、一疊位は庭にて竈を据え、薬缶その他の世帯道具を排置せり、その残る二疊は女工の安臥する所なり。この家は工場主の所有にして一ヶ月三十銭の家賃を以て女工に貸与し、女工はここにて自炊の生活をなせり」⁸⁰⁾というように、女工たちが社宅のような家屋を備えたところで生活をしつつ、職工として働くケースもあったことが記されている。

このように、製造所によっては寄宿所をあわせ持ち、村外から職工を雇って花菱生産を行うケースもあったようだが、特に製造所の実態についてはほとんど明らかにされていない。以下では、明治20年代後半に花菱業の中心的役割を担った規模の大きい花菱製造所について検討を試みたい。

(1) 写真からみる花菱製造所

いくつかの写真により、製造所の様相を垣間見ることができる⁸¹⁾。

『早島の歴史4 蘭業史編』には、早島物産合資会社⁸²⁾の2枚の写真が掲載されている⁸³⁾。この製造所は1891(明治24)年に都窪郡早島村に設立され、「岡山県統計書」では1913(大正2)年まで存在が確認できる。1892(明治25)年には291人の職工を抱えるなど、早島村における最大規模の製造所であった⁸⁴⁾。1枚は瓦葺の長屋で、表(敷地の入口)に社名の入った大きな看板があり、もう1枚はその敷地の裏にあたるのか、染めた蘭草を干している写真である。建物の敷地内には、製品もしくは蘭草を入れたと思われる倉も確認できる。

また『岡山の蘭草』等⁸⁵⁾でも、早島物産株式会社の製造所内の写真が掲載されている。1900(明治33)年に都窪郡早島村に生まれた佐藤悦太郎氏の記録を紹介した、神立春樹「明治後期の岡山県南部における農村生活」のなかには、早島物産合資会社について以下のような記載がある。「父さんと町にいったとき『物産会社』を見た。そこには私のおばさんが仕事に行っていたので、中

80) 前掲13) 犬丸義一校訂『職工事情』中巻 367～368頁。

81) 磯崎眠亀顕彰会事務局佐藤圭一編『郷土が生んだ日本の偉人 磯崎眠亀とその顕彰』(2001年)には「磯崎製菱所」には関する写真が掲載されている。

82) 早島物産株式会社については、「会社は字片田町にあって明治二十四年七月に創立で、資本金壹万五千元を以て経営(主として花菱製造)し社運隆盛であったが、一朝取引先きである在紳「フルート」商会の破産に遭遇し商品代価約壹万円の不渡を蒙り時恰も花菱界の不振時代であったから該損失は当会社の致命傷となり株主として更に資金を額加し、之を復活せしむるの勇気なく遂に解散するの止むなきに至った」となっている。そのあとを受けて設立されたのが早島物産合資会社(1900(明治33年))であり、「同四十四年十二月同会社を解散した」。その後設立されたのが、早島物産商会である。(以上岡山県都窪郡早島町編『早島村史』1974年〔1955年の復刻版〕)233頁。

83) 前掲12) 早島町史編集委員会編『早島の歴史4 蘭業史編』217頁。

84) 会社形態を取っていた。

85) 鈴木尚夫『岡山の蘭草』(岡山文庫43、日本文教出版株式会社、1971年)118頁。同じものが前掲12) 早島町史編集委員会編『早島の歴史4 蘭業史編』244頁にも使われており、明治28年撮影となっている。

に入ってもらった。長い工場の中の両がわにゴザ機がたくさん並んでいて大ぜいの人がガッチャン、ガッチャンと大きな音を立て、赤や青の藺できれいな模様のゴザを織っていた」⁸⁶⁾。これはまさに、写真の風景である。また、1908(明治41)年生まれの前島早島村の佐藤竹子さんは、「四国から娘さんがたくさん来て、赤いおこしをちょろっと出して、赤だすきをして、チャンチャンと唄を歌いながらうった(織った)そうです」と語っている⁸⁷⁾。

(2) 史料からみる花菱製造所

次に、都窪郡早島村の丸一合資会社の製造所見取図から、花菱製造所の様相を明らかにしていく。

都窪郡早島村は、近世期には備中における畳表の中心的な取引地であり、同時に生産地でもあったが⁸⁸⁾、明治期においてもまた藺菱業の主要地域としてさらに展開していった。花菱製品を扱っていた流通商人は、かつて畳表を扱っていた流通商人たちであった。明治20年代に輸出向け花菱が急速な発展を遂げるなかで、早島村にはかなりの規模の花菱会社が設立された⁸⁹⁾。そうした花菱会社の設立に関係した者の多くが藺菱製品の流通を扱う問屋・仲買たちであった⁹⁰⁾。

1893(明治26)年6月早島村前潟に設立された丸一合資会社は、「岡山県統計書」によれば、1896(明治29)年まで存在を確認することができる。丸一合資会社の代表者である吉田庸吉と溝手重兵衛も旧来からの畳表商人であった⁹¹⁾。職工数は、1893(明治26)年が64人、以下1年ごとに1896(明治29)年まで40、44、58人となっており、その規模はかなり大きい。以下、この花菱会社の設計図を中心に見ていこう。

用いた史料は、都窪郡早島町役場寺山家文書である。丸一合資会社の工場ならびに寄宿所の見取図は、先にあげた『職工事情』の某工場の様相とかなり類似している。図1の「合之場設計之図」によれば、東15間、西15間6分、南14間3分、北14間2分の、面積436.5坪の敷地内に南に第一工

86) 神立春樹「明治後期の岡山県南部における農村生活——佐藤悦太郎『ある老人の思い出の記』の紹介——」(『岡山大学経済学会雑誌』第30巻第2号、1998年)265頁より抜粋。

87) 前掲37) 雑草編『藺草と早島の女』38頁。

88) 林熊吉編『岡山県藺業發達史』(1926年)によれば、「徳川時代に及んで、備前表として取引せられて居たが、何時しか早島表の名称を附せられ遂に早島は畳表の総称となり」とある。また、ほとんどの早島地域に関する論文や文献に引用されているのが、江戸後期の小説家、滝沢馬琴の小説『夢想兵衛胡蝶物語』である。その中に「近ごろ表かへした早島の蓆薦へ心なく酒をこぼすとき云々」と言う箇所があり、「早島」は畳表の代名詞として広く全国に知られていたことが確認できよう。

89) 『明治29年 岡山県統計書』によれば、例えば、早島村に設立された早島物産株式会社の1896(明治29)年の職工数は200人である。

90) 拙稿「明治期における藺菱業の展開——岡山県早島地域の事例——」(岡山大学大学院経済学研究科修士論文、1999年)では、「有限責任正信社」を中心に、早島地域の畳表問屋が花菱業に進出していった過程を明らかにした。

91) 前掲82) 岡山県都窪郡早島町編『早島村史』233頁。

場、北に第二工場の2つの製造所があり、その間に事務所が描かれている。また、第二工場のさらに北に第三工場の建設が行われていた状況がわかる。事務所の間取りは、半畳の押入れが付いた7畳の座敷、押入れと戸袋が1畳ずつ付いた4畳の蓆の間、東西1間半と南北2間半分の庭となっている。第三工場については不明であるが、第一工場および第二工場の間取りはそれぞれ3間と13間である。また、第二工場内には1間と1間半の職工長控所が設けられている。この見取図から、丸一合資会社は3つの工場と事務所をあわせ持つ大規模な製造所であったことがわかる。

さらに「借家建築考案 〇一会社」には、借家建設に際して大工による材木代等の仕出しの記載がある。ここでいう「借家」とは、職工の寄宿所と推測できる。寄宿所は3間と34間で面積は39坪とあり、「借家建物受負書案」によれば戸数16戸となっており、少なくとも16人分の宿舎であろう。部屋の間取りについては、何通りもの案が描かれているが、図2-1と図2-2に示したように、大体が3畳に半畳分の押入れと1畳分の庭が付いているものか、3畳に1畳半分の庭が付いているもので、1軒分が2坪程度の広さとなっている。借家の建設案には1893（明治26）年12月10日の日付が入っていた⁹²⁾。この年の職工数は64人であった⁹³⁾。

『職工事情』では、「寄宿者に対しては別にこれを節制するの規律なく、ややもすれば風紀を害するの行動あり。花菱業の盛んなる某地方の如き、他国より募集したる女工の風紀一般に紊乱せるより、これらの女工を莖産織と呼称し、これと齒いするを恥ずるの状況なり」⁹⁴⁾とあるが、先にみた明治31年の「職工取締規程」⁹⁵⁾では、傭主に職工執務・心得の設定を義務付けていた。その取り決めは、「執務時間」、「遅出及早退」、「休日」、「工銭の設定」に始まり、「工場及寄宿舎の取締及清潔法」、「職工間の紛議に関する調停方法」にまで及んでいた。岡山県花菱業組合では、職工の規律を重視していたのである。史料2は浅口郡玉島村の和菱館に設けられた寄宿所の心得書である。この史料からは、和菱館が職工の生活に対し、かなり気を配っていたことが窺える。

史料2 寄宿所心得書⁹⁶⁾

(ママ)

第一条 一 室内ニ於テ火ヲ取扱フ節ハ堅ク用慎可致事

第二条 一 毎朝交審ヲ以テ室内ヲ取片附掃除ヲ無怠可致事

92) 建設費用については、残念ながら明らかに出来ない。工場は、大工代が1坪に付き35銭、左官が23銭、材料代金については不明である。借家については、大工の山磨次郎吉が材料代を含む請負高230円との見積書を提出している。大工代は工場の半額となっているので、工場と比較して簡素な造りであったと推測できる。

93) 明治26年の「岡山県勸業年報」。

94) 前掲13) 大丸義一校訂『職工事情』中巻 369頁。

95) 中原家文書「検査規程及職工取締規程評議委員会ノ決議ヲ経別紙ノ通相定メ来ル明治二十二年一月一日ヨリ實施ス」。

96) 中原家文書「寄宿所心得書」。

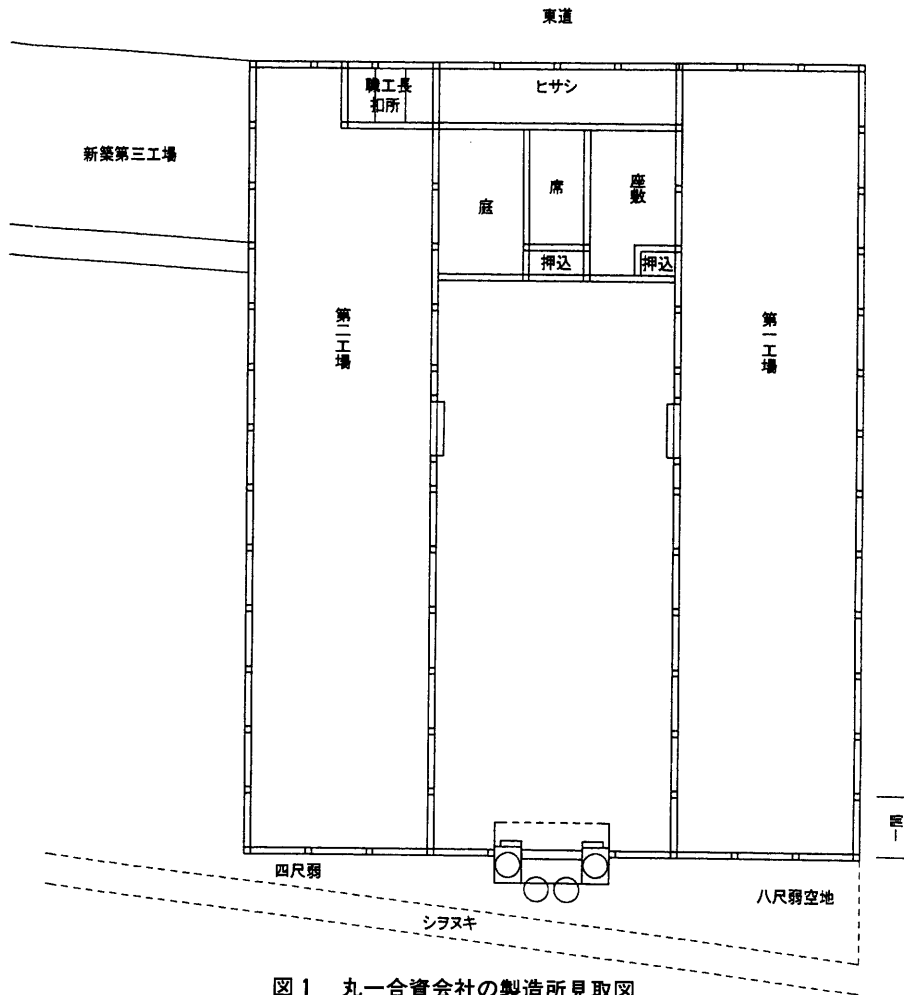


図 1 丸一合資会社の製造所見取図

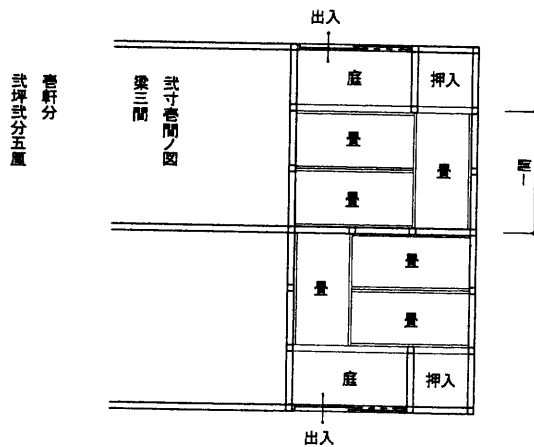


図 2-1 丸一合資会社の寄宿所見取図

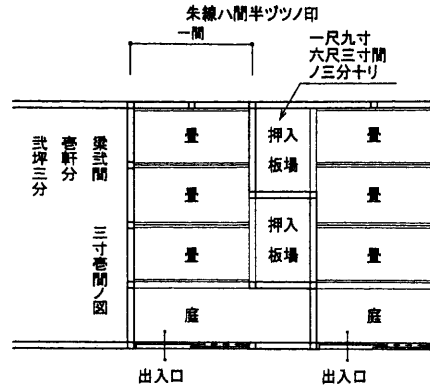


図 2-2 丸一合資会社の寄宿所見取図

- 第三条 一 室内へ他人ヲ引入レ亦者風俗ヲミタス事致間敷申事
- 第四条 一 室内ニ於テ金銭掛合い勝負事致間敷事
- 第五条 一 都テ取締人ヨリ指揮ヲ受タル時ハ違背致間敷事
- 第六条 一 寄宿室内ノ取締人ハ〔人名 1〕ヲ以テ選定ス
- 第七条 一 寄宿人門外スル者アル時ハ午後十時限トス
尤非常之節ハ其旨届出ノ上此限ニアラス
但シ平生表門出入之節ハ店迄届出之上出入ヲ致事
- 第八条 一 室内ニ於テ不都合アル時ハ取締人之責任タルヘシ

右條々堅ク相守可申候事

明治二十八年四月 〔人名 2〕

5 おわりに

明治期の岡山県南部地域には、総戸数の8割近くが何らかのかたちで蘭苳業に従事しているという村も存在していた。蘭苳業は、多くの人々の生活を支えた産業だったのである。倉敷紡績創業当時の職工の増募状況について、以下のような記述がある。「玉島地方、岡山地方より職工を募集したが花苳業の好況により賃金昂騰し容易に所要人員を得られなかった（以下略）」⁹⁷⁾。それだけでなく、花苳業の活況により紡績業から転業する者も多くいたという⁹⁷⁾。このように、多くの人々が従事していた産業であったにもかかわらず、花苳業者や職工、製造所の実態については明らかに

97) 東京大学社会科学研究所編『倉敷紡績の資本蓄積と大原家の土地所有』（1970年）10～11頁。

ない部分が多い。これまでの研究では、「花菱製造業は工場組織により経営せらるるものなきにあらずといえども、おおむね家内の工業に属し、農家の副業あるいは婦女、幼童の内職たるの有様なり」⁹⁸⁾と言われており、職工10人以上を有する製造所については所有者の検討が中心であった。

本稿では、明治期の花菱業を中心に、岡山県南部地域における職工と製造所の様相について検討を行なった。本稿で使用した史料によって以下の点が明らかとなった。

輸出向花菱が隆盛を極め生産が急拡大を遂げた明治20年代後半には、大小問わず各製造所で職工が専門的に花菱生産に従事していたこと、さらに同時期には、近隣の農村のみでなく香川県を主とする県外からの労働力移入が見られ、かれらは寄宿所に住み込んで専門的に働いていたことを確認した。

また、製造所の職工の村内地位については、浅口郡玉島村の和菱館を事例に検討を行なった。その結果、花菱職工の村内における経済的地位が明らかとなり、この事例においては職工が低所得層に位置していたことがわかった。横石関さんは、「別に何もせん者はなあ、ゴザを織るとか、何とかの賃仕事をせにゃあ、他に仕事がないですからなあ。良かれ悪しかれ、ゴザの仕事をしょうりゃ、食べていかれるからなあ」⁹⁹⁾と語っている。明治期の花菱業は主要輸出産業の1つであったと同時に、農村部の人々に広く就業機会を与えた産業でもあった。

最後に、本稿ではこれまで十分に把握されてこなかった製造所の実態を見た。今回取りあげた都窪郡早島村の丸一合資会社の見取図等によって、特に規模の大きい花菱製造所や寄宿所の様相が明らかとなった。

今後は、以下の2点から検討を行なっていく予定である。1つは、明治20年代における花菱業の急激な拡大をもたらしたであろう資金供給源についての検討であり、いま1つは、花菱業と金融機関との関連についてである。大規模な花菱製造所の設立が多く見られた明治20年代後半から明治30年代前半には、岡山県南部地域において、蘭菱業を背景とするいくつかの銀行が設立された。こうした銀行の設立は地域発展の礎となっていったと思われる。

(附記1) 本稿を作成するにあたって、資料閲覧及び聞き取り等については、中原昭男氏、赤木浩氏、都窪郡早島町教育委員会及び、倉敷市総務課の方々に、また資料の筆耕では小熊ちなみ氏に大変お世話になりました。

(附記2) 本文中に好ましくない表現、若しくは現在使われていない表現があるが、史資料の歴史性を考慮してそのままとした。

98) 前掲13) 犬丸義一校訂『職工事情』中巻 319頁。

99) 前掲37) 雑草編『蘭草と早島の女』34頁。